⑷　④の欄は、次によること。

ア　特定無線局の開設の届出を行う場合は、当該届出に係る特定無線局の運用開始の期日を「H28.12.21」、「開設した日から何月目の日」のように記載すること。

イ　特定無線局の変更の届出を行う場合は、当該届出に係る特定無線局の運用開始の期日を「H28.12.21」、「変更した日から何月目の日」のように記載すること。

⑸　⑤の欄は、次によること。なお、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

ア　特定陸上移動中継局にあつては、無線設備の設置場所を「何県何市何町○―○―○何内」のように記載すること。

イ　その他の特定無線局にあつては、送信所、受信所、通信所等無線設備で設置場所を異にするものについては、設置場所番号の欄に個別の番号を付し、設置場所の区別コードの欄に無線局種別等コード表により該当するコードを記載し、それぞれの設置場所を「何県何市何町○―○―○何内」のように記載すること。異にしないものについては、設置場所番号の欄及び設置場所の区別コードの欄は記載しないこととし、設置場所を同様に記載すること。なお、制御所の設置場所が①の欄の包括免許に係る無線回線を制御する主たる場所と同じである場合には、当該制御所の設置場所の記載を要しない。

⑹　⑥の欄は、次によること。

ア　装置の区別の欄は、一の特定無線局において２以上の送信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付けること。この場合、送信機、送受信空中線等の関連付けができるように原則装置ごとに記載すること。なお、複数の設備を一括して届け出る場合においては、工事設計の内容が同一である部分に「第１装置と同じ」のように記載することができる。

イ　適合表示無線設備の番号の欄は、適合表示無線設備の番号を記載すること。一の特定無線局について複数の無線設備を有する場合にあつては、「123―ＸＸＸＸＸＸ～123―ＺＺＺＺＺＺ」、「123―ＸＸＸＸＸＸ、123―ＸＸＸＺＺＺ」のように記載すること。

ウ　無線設備の製造番号の欄は、特定無線局の無線設備の製造番号を記載すること。一の特定無線局について複数の無線設備を有する場合にあつては、「ＡＢＣ89001～ＡＢＣ89010」、「ＡＢＣ89001、ＡＢＣ89002」のように記載すること。

エ　予備電源の欄は、該当する□にレ印を付けること。

オ　設置場所番号の欄は、⑤の欄に記載した当該装置の設置場所番号を記載すること。

カ　空中線系番号の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付すこと。なお、同一の空中線であつても、空中線の利得及び給電線等の損失が異なる場合は、「１－２」のように枝番を付すこと。また、括弧内には、「○○通信系」のように記載すること。

キ　空中線の欄は、次によること。

㋐　送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

㋑　海抜高及び地上高の欄は、空中線の最高部の高さを記載すること。ただし、特定陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。

㋒　利得の欄は、絶対利得で記載すること。